

文教厚生委員会資料

令和3年11月25日

条例案

1. 第137号議案 県立学校の教育職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
..... P 1

【第137号議案】

文教厚生委員会資料
令和3年11月25日
教育庁総務課

県立学校の教育職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

1 提案理由

人事委員会の勧告及び報告を受けて、県立学校の教育職員及び市町村立学校の教職員に対して支給する諸手当について、所要の改正を行う必要がある。

2 改正内容

(1) 令和3年の給与改定

○期末・勤勉手当

年間支給月数について、現行4.10月を4.00月に改定(0.10月分引下げ)

		6月期	12月期	年間計
現行	期末手当	1.175月	1.175月	4.10月
	勤勉手当	0.875月	0.875月	
令和3年度 (改定後)	期末手当	1.175月	<u>1.075月</u>	<u>4.00月</u>
	勤勉手当	0.875月	0.875月	
令和4年度 以降	期末手当	<u>1.125月</u>	<u>1.125月</u>	4.00月
	勤勉手当	0.875月	0.875月	

(2) 通勤手当の見直し

通勤手当の特別料金等加算の支給対象職員に、父母の介護等やむを得ない事情により住居を移転した職員を追加

3 施行期日

(1) 令和3年の給与改定

令和3年12月1日から施行する。ただし、令和4年度以降の期末・勤勉手当については、令和4年4月1日から施行する。

(2) 通勤手当の見直し

令和4年4月1日から施行する。